

熊本市中小企業新エネルギー設備等資金融資制度要綱

制定	平成24年	3月26日	市長決裁
改正	平成24年	8月30日	産業政策課長決裁
	平成25年	3月29日	市長決裁
	平成25年	8月30日	産業政策課長決裁
	平成26年	3月31日	市長決裁
	平成26年	4月24日	農水商工局長決裁
	平成27年	3月30日	市長決裁
	平成28年	3月28日	市長決裁
	平成29年	3月10日	経済観光局長決裁
	平成31年	3月28日	市長決裁
	令和4年	7月29日	商業金融課長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、本市内の中小企業者が新エネルギー、省エネルギー等の設備導入等に要する資金の円滑な融資を実行することにより、本市の温暖化対策の促進を図ると共に本市の中小企業の振興に寄与することを目的とする。

(融資原資)

第2条 熊本市（以下「市」という。）は、融資原資として、予算の範囲内で取扱金融機関に預託を行うものとする。

2 取扱金融機関は、当該年度において預託金の2倍以上の自己資金を加え、融資準備金として融資を行うものとする。

(融資対象)

第3条 融資の対象となる者は、地球温暖化対策のために必要な設備導入等を行う市長の認定を受けた中小企業者で、次の各号に定める要件の全てに該当するものとする。

- (1) 市内に1年以上居住し、かつ、同一業種（複数の事業を営む者にあつては、本制度の利用目的とする業種について）を1年以上経営していること。
- (2) 市県民税又は法人市民税（業歴2年未満の者で前年度の市民税を賦課されていないものについては、当該年度の納期到来分）を納税していること。ただし、納税がない者にあつては、非課税措置又は免税措置を受けていること。
- (3) 許認可を必要とする業種については、許認可を受けていること。
- (4) 熊本県信用保証協会（以下「協会」という。）の保証対象業種であること。
- (5) 協会に対して代位弁済による求償債務（連帯保証によるものを含む。）がないこと。
- (6) 申込日前2か年以内に金融機関の取引停止処分を受けていないこと。

(融資条件)

第4条 融資条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資金使途 別表に定める設備導入等に必要な資金
- (2) 融資限度額 1事業者につき1,000万円以内
- (3) 融資期間 10年以内
- (4) 口数 3口を限度とする。
- (5) 融資利率 固定 年利1.80パーセント以内
- (6) 返済方法 元金均等返済
- (7) 据置期間 協会及び取扱金融機関が認める場合に限り1年以内（ただし、融資期間に含む。）
- (8) 保証料率 協会の定めるところによる。
- (9) 連帯保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。ただし、協会が特に必要と認める場合はこの限りでない。
- (10) 担保 必要に応じ徴求する。
- (11) 信用保証 全て協会の保証を要する。

(取扱金融機関)

第5条 取扱金融機関は、肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、横浜幸銀信用組合、熊本県信用組合及び商工組合中央金庫とする。

(認定)

第6条 第3条に規定する市長の認定を受けようとする者は、認定申請書(様式新エネルギー)により、融資申込日の14日前までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、認定申請書を受理したときは、その内容の審査を行い、速やかにその可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(融資相談窓口)

第7条 融資相談等の窓口は、くまもと森都心プラザ ビジネス支援施設 XOSS POINT.、熊本商工会議所、市内各商工会及び取扱金融機関とする。

(融資受付窓口)

第8条 融資を受けようとする者は、所定の申込書に必要書類を添付し、熊本商工会議所、市内各商工会又は取扱金融機関に提出するものとする。

(融資の斡旋)

第9条 熊本商工会議所及び市内各商工会は、受付の結果、融資申し込みに係る要件が適当と認めるときは、取扱金融機関に融資斡旋を行うものとする。

(融資審査等)

第10条 融資申込を受理した取扱金融機関は、その内容の審査及び調査を行い、速やかに協会に保証依頼の書類を提出し、また、市の必要書類についても協会を經由し市に提出するものとする。

2 協会は、取扱金融機関から保証依頼があったときは、その内容の審査及び調査を行い、速やかに保証の可否を決定し、市に報告するものとする。

3 取扱金融機関及び協会は、融資手続を公正かつ迅速に行うものとする。

(関係機関の協力)

第11条 この制度による融資について、協会は積極的に保証を行い、取扱金融機関は、融資に関し歩積、両建、掛金等の条件を付することなく、この制度の目的を十分に理解し、積極的に協力するものとする。

(保証制度)

第12条 保証制度は、協会の熊本市中小企業新エネルギー設備等資金保証制度要綱による。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第4条第5号の規定は、平成28年4月1日以後の保証承諾分について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月13日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

別表(第4条関係)

種類	融資対象及び要件	
① 新エネルギー導入資金 設備	(1) 太陽光発電システム	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条に基づき太陽光発電システムとして設備認定を受けているもの
	(2) バイオマス熱利用システム	木質ペレットなどのバイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料から得られた熱を空調などに利用するもの
	(3) 太陽熱利用システム	日本工業規格に準拠又は一般社団法人ソーラーシステム振興協会により認証を受けているもの
	(4) 地中熱利用システム	地中から得られた熱を空調等に利用するもの
	(5) 風力発電システム	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条に基づき風力発電システムとして設備認定を受けているもの
	(6) 水力発電システム	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条に基づき水力発電システムとして設備認定を受けているもの
	(7) その他、新エネルギーシステムとして市長が認めるもの。	
② 省エネルギー導入資金 設備	(1) コージェネレーションシステム	日本工業規格に準拠しているもの
	(2) 燃料電池システム	日本工業規格に準拠しており、財団法人日本ガス機器検査協会や財団法人電気安全環境研究所などの認証機関より認証を受けているもの
	(3) 高効率空調システム	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第78条で定められた基準(以下トップランナー基準という)を満たすもの
	(4) 高効率給湯システム	トップランナー基準を満たすもの
	(5) 高効率照明システム	トップランナー基準を満たすもの
	(6) EMS (エネルギー管理システム)	計測・計量装置、制御装置、監視装置、データ保存・分析・診断装置等で構成されているもの
	(7) 蓄電システム	日本工業規格又は一般社団法人電池工業規格に準拠しているもの
	(8) 断熱システム	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第73条で定められた外皮の熱性能の基準を満たすもの
	(9) その他、省エネルギーシステムとして市長が認めるもの。	
③ 次世代自動車導入資金	(1) 電気自動車	環境省、経済産業省、国土交通省が発行する次世代自動車ガイドブックに電気自動車として掲載されているもの
	(2) 天然ガス自動車	環境省、経済産業省、国土交通省が発行する次世代自動車ガイドブックに天然ガス自動車として掲載されているもの
	(3) プラグインハイブリッド自動車	環境省、経済産業省、国土交通省が発行する次世代自動車ガイドブックにプラグインハイブリッド自動車として掲載されているもの
	(4) クリーンディーゼル自動車	環境省、経済産業省、国土交通省が発行する次世代自動車ガイドブックにクリーンディーゼル自動車として掲載されているもの
	(5) 燃料電池自動車	環境省、経済産業省、国土交通省が発行する次世代自動車ガイドブックに燃料電池自動車として掲載されているもの
	(6) 電気自動車用充電システム	電気自動車やプラグインハイブリッド自動車に電気を充電するもの
	(7) 燃料電池自動車用 水素供給システム	燃料電池自動車に水素を供給するもの